

青山学院女子短期大学同窓会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、青山学院女子短期大学同窓会と称し、青山学院校友会女子短期大学部会に属する。

(同窓会本部)

第二条 本会は、同窓会本部を東京都渋谷区渋谷四丁目四番地二五号内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 本会は、青山学院建学の精神に基き、会員相互の親睦・向上を図り、母校の発展に寄与すると共に社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 会員データの管理・整備

二 会報の発行

三 講演会、研究会及び親睦会等の開催

四 福祉と奉仕に関する事業

五 その他、目的達成に必要な事業

第三章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会は、次の三種の会員をもつて構成する。

一 正会員

青山学院女子短期大学本科卒業生及び専攻科修了者並びに青山学院女子短期大学に在籍したことのある者で、青山学院校友会定款第五条(1)ロに該当し、かつ本会運営委員会の承認を得た者

二 名誉会員

青山学院女子短期大学現・旧教員

三 特別会員

青山学院校友会会員で、本会総会の承認を得た者

(会費)

第六条 正会員は、毎年、年会費二〇〇〇円を納めるものとする。ただし新入会員は、入会時に入会金六〇〇〇円及び年会費5年分を一括納入するものとする。

(異動届)

第七条 会員は、住所、氏名その他に異動を生じた場合は、本会本部に届けるものとする。

(会員資格喪失)

第八条 会員は、退会及び死亡により会員資格を喪失する。

第四章 役員及び運営委員

(役員の種類及び定数)

第九条 本会に次の役員を置く。

その定数は左記の通りとする。

会 長 一名

副会長 二名

会計委員 二名

監査委員 二名

(運営委員)

第一〇条 本会に運営委員を置く。運営委員の選任等については、第八章の定めによる。

(役員の選出・任期等)

第一条 1 会長は、正会員の中から選ばれた会長候補者の中から運営委員の無記名投票により選出され、総会の承認を得る。

2 会長は、本会を代表し、会務を総括処理し、総会並びにクラス代表委員会及び運営委員会を招集する。

3 会長の任期は、二年とし、連続して三期までとし、通算して十年を超えてはならない。

4 副会長及び会計委員の任期は、運営委員としての任期を超えることはできない。

5 監査委員の任期は、運営委員の任期を基準とする。

6 副会長は、運営委員の互選により選任される。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8 会計委員は、運営委員の互選により選任される。

9 会計委員は、本会の会計業務を行う。

10 監査委員は、正会員の中から運営委員会がその候補者を選び総会の承認を得る。

11 監査委員は、会計監査を行うほか、本会の会務執行について意見を述べることができる。

12 監査委員は、会長が必要と認めた場合、運営委員会に出席することができる。

(書記)

第二二条 1 本会に書記を置く。

2 書記は、運営委員の互選により選任される。

3 書記は、就任後も運営委員を兼ねる。

4 書記は、庶務を掌り、議事録を作成する。

第五章 顧問及び名誉顧問

(顧問及び名誉顧問の推薦等)

第二三条 1 本会に、顧問及び名誉顧問を置くことができる。

2 顧問は、名誉会員及び正会員の中から運営委員会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

3 名誉顧問には、学長及び学長経験者が就任する。

4 顧問及び名誉顧問は、運営委員会が必要と認めた事項につき相談に応ずる。

第六章 総 会

(総会の種類)

第一四条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(定期総会の審議事項)

第一五条 定期総会は、毎年一回五月に開催し、次の事項を行う。

一 事業報告及び収支決算の承認

二 事業計画及び収支予算の決議

三 会長、運営委員及び監査委員の選出・承認

四 顧問及び名誉顧問の就任・承認

五 学科会及び同窓会支部の活動報告及び会計報告

六 会則改正、その他運営委員会において必要と認めた事項の決議及び承認

(臨時総会)

第一六条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または一〇〇名以上の正会員から要請があったとき開催しなければならない。

(議決数)

第一七条 総会の議決は、本会則に特別の定めのある場合を除き、出席正会員の過半数の賛成によって成立する。

第七章 所属部会

(所属部会の種類)

第一八条 本会に、クラス代表委員会、事業部会及び学科会並びに支部を置く。

(クラス代表委員会)

第一九条 1 クラス代表委員会は、本科各学科各クラス及び現代教養学科各ゼミから一名選出された委員及び同一年度専攻科修了者全員から一名選出された委員によって構成される。

2 クラス代表委員会は、同窓会運営上の重要事項を審議し、運営委員会に意見を述べることができる。

3 クラス代表委員会は、次の場合に開催される。

一 総会開催前

二 クラス代表委員の一〇分の一以上から要請があった場合

三 その他、会長が必要と認めた場合

4 クラス代表委員の任期は、運営委員の任期を基準とする。

5 クラス代表委員は、運営委員の任期中は兼務することができない。

(事業部会)

第二〇条 1 事業部会は、所属団体からなり、正会員は登録することによって、それらの団体の部員となることができる。

2 各所属団体は、本会の目的に添った活動を行う。

(学科会)

第二一条 1 学科会は、本会則第五条の定める正会員であつて出身学科を同じくする者によって構成される。

2 学科会は、自主的な活動、研究を行うことができる。

3 学科会の運営は、各学科会規約の定めるところによる。

4 学科会の運営経費は、本会の学科会活動費その他をこれにあてる。

5 学科会の事務局は、本会本部に置く。

(支部)

第二二条 1 正会員は、一定の地域内で支部を設けることができる。支部の設立に関しては、本会則細則の定めるところによる。

2 支部の代表者は、本会総会に出席し、活動報告を行うものとする。

3 支部は、規約に従い自主的に運営されるものとする。

4 支部の運営経費は、本会の支部活動費その他をこれにあてる。

第八章 運営委員会

(運営委員会の職務)

第二三条 運営委員会は、本会の目的達成に必要な事業の企画、実施及び役員の選出その他の業務の運営にあたる。

(運営委員の選出及び定数)

第二四条 1 運営委員会は、会長及び次の所属から選出された者によって構成される。定数は左記を基準とする。

一 卒業学科別選出(総数二二名)

国文学科 五名

英文学科 六名

家政学科 五名

児童教育学科・子ども学科 二名

教養学科 二名

芸術学科 一名

現代教養学科 一名

事業部会選出(一名)

二 学科会選出(総数七名)

国文学科 一名

英文学科 一名

家政学科 一名

童友会 一名

教養学科 一名

芸術学科 一名

現代教養学科 一名

就任する。

2 前記の選出された者は、総会の承認を得て運営委員に就任する。

(運営委員の任期等)

第二五条 1 運営委員の任期は二年とし、連続して三期までとする。

2 運営委員に欠員が生じた場合、後任者の一期の任期は、前任者の最終期の残存期間とする。

3 運営委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。

3 運営委員会には、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(運営委員会の開催)

第二六条 運営委員会は、定例運営委員会及び臨時運営委員会とし、会長がこれを招集する。ただし運営委員の過半数の要求がある時はこれを招集しなければならない。

第九章 会 計

(運営経費)

第二七条 本会は、正会員の納入する会費その他の収入によって運営される。

(会計年度)

第二八条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第一〇章 校友会代議員・常任委員及び学校法人評議員

第二九条 1 青山学院校友会会則第一九・二六条により、本会正会員の中から青山学院校友会代議員及び常任委員を選出することができる。

2 前項の代議員及び常任委員は青山学院校友会会則第一二条(役員の任期)、第二三条(役員の定年制と重任制度)の定めるところにより運営委員会において選出する。

3 会長及び副会長は在任中は代議員または常任委員を兼ねるものとする。

(学校法人評議員)

第三〇条 学校法人青山学院評議員のうち青山学院校友会会員の中から選出される者については、青山学院校友会会則第三六条の定めるところにより、校友会常任委員会においてその候補者を推挙する。

第一章 会則改正

(議決数)

第三一条 本会則の改正は、運営委員会の議を経て総会に諮り、総会出席者の三分の二以上の賛成によって成立する。

第二章 補 則

(細則の制定)

第三二条 本会則の実施上必要と認められる細則は、運営委員会の議によりこれを定めることができる。

(定めのない事項の取り扱い)

第三三条 本会則に定めのない事項については、本会運営上必要と認められる場合に限り、運営委員会の議によりこれを処理することができる。

附 則

本会則は、二〇二五年五月一七日から施行する。(令・七)

一九七四年一月一七日制定(昭・四九)

一九七五年 四月 一日施行(昭・五〇)

一九七七年 五月二一日改正(昭・五二)

一九七九年 五月一九日改正(昭・五四)

一九八〇年 五月一七日改正(昭・五五)

一九八二年 五月一五改正(昭・五七)

一九八七年 五月一六日改正(昭・六二)

一九八八年 五月二一日改正(昭・六三)

一九九一年 五月一八日改正(平・三)

一九九二年 五月一六日改正(平・四)

一九九四年 五月二一日改正(平・六)

一九九六年 五月一八日改正(平・八)

一九九七年 五月一七日改正(平・九)

二〇〇一年 五月一九日改正(平・一三)

二〇〇五年 五月二八日改正(平・一七)

二〇〇六年 五月二〇日改正(平・一八)

二〇一〇年 五月一六日改正(平・二七)

二〇一五年 五月二一日改正(平・二八)

二〇一九年 五月一八日改正(平・二八)

二〇二五年 五月一七日改正(令・七)